

## はじめに

中川 雄一郎

本年3月中葉に相馬さんから「『TPP（環太平洋パートナーシップ協定）と共済規制問題』をテーマに、4月～6月にかけて少人数の研究会を開催したいので協力願いたい」旨の話がありました。相馬さんと私は常日頃、明治大学大学院で、相馬さんを中心に本学や他大学の院生と修了生、それに（都合をつけて参加されている）竹野さんと共に協同組合や社会的企業、それに社会的経済に関連した研究報告あるいは実践報告の合評、また時には院生の（博士論文を含む）論文についての合評などを行っている仲ですので、私はその協力要請に応じ、本研究会の司会役を引き受けることにいたしました。

振り返ってみると、私に「共済規制」の社会的重大性を認識させるきっかけを与えてくれたのは、2005年に成立し翌年4月から施行された「改正保険業法」によって解散を迫られていた、PTA・障がい者・登山家・中小商工業者・開業医などが組織する多くの共済事業団体の存在でした。現代の私たちは、市民同士の「相互扶助」・「相互の助け合い」を基礎にしてはじめて近代民主主義の私的・社会的・公共的な諸機能が発揮されることを知っています。そうであるからこそ、その民主主義を個々人が担い支えていく重要な役割の一端を担っている「非営利・協同の自主共済」と「営利追求の保険会社（保険資本）」を「対等の立場」に置く「イコール・フッティング」の真意をわれわれは鋭く問わなければなりません。またこのイコール・フッティングが「共済の市場化をねらう米国保険業界などの要請」であることは周知の事実です。しかもこの時に「根拠法を有する共済（制度共済）」である農協共済、生協共済、全労済それに都道府県民共済などは「適用除外」とされたのですが、今やこの「適用除外」はいつでも解除される状況にあります。その最大の「状況主因」はTPPであり、また農協共済について言えば、TPPに加えて、先般の「農協法改正（改悪）」がもう一つの「状況主因」となる可能性があります。

「共済の灯を消してはならない」と訴えて10年の歳月が流れました。しかしこの間に自主共済団体は、①少額短期保険業者に移行、②保険業法の適用除外を得て共済事業を継続、③保険会社と団体契約し保障を継続、④保険会社へ共済契約を移転、そして⑤廃業、という状況に追い込まれました（田中聰人報告）。これは「自主的な市民相互の助け合い」という個々の市民の「市民アイデンティティ」を軽視あるいは無視した結果そのものです。このように市民一人ひとりのアイデンティティを軽視し無視する「（法）制度」に対し、アマルティア・センは次のように厳しく批判していますが、私は全く以て彼の批判に同感です。

「私たち個人一人ひとりは社会の諸制度の下で生活し活動している。私たち個人一人ひとりの生活や活動における参加の機会とそれに基づく将来の展望は、社会にどのような制度が存在しているのか、そしてそれらの制度がどう機能しているのか、どう相互に作用し合っているのか、に決定的に左右される。その意味で、制度は、私たち個人一人ひ

とりが選択する活動や生き方の自由にどのような影響を与えるのか、という視点から評価されるだけではない。制度はまた、それぞれの制度の役割が私たち個人一人ひとりの活動や生き方の自由にどのように寄与するのか、という視点からも評価されるのである。」私たちはこのようなセンの主張をよく噛みしめながら「TPP と共済規制問題」の本質を理解し、この問題に対応していく必要があります。とりわけ 2005 年の時点では「適用除外」を許されて胸を撫で下ろした「制度共済」も、TPP を機にアメリカや日本の保険資本による「制度共済」に対するより強力な「イコール・フッティング」という名の規制」に直面し、やがてさまざまな形で制度化される「共済市場の開放」という名の規制」の悪しき影響によって私たち市民が自らの「活動と生き方の自由」を規制され、被害を受けることを私は危惧しています。その意味で、共済規制はシチズンシップへの悪しき挑戦でもあるのです。

ということで、私は、この「共済規制問題」について私たちが議論し検討するための基本的な視点として、私の学部の同僚で政治思想史と現代思想（とりわけミシェル・フーコー）の研究者である重田園江教授の要領を得た「協同組合の哲学」の論点を紹介することで、私たちの研究会の基本的な視点を改めて認識しておきたいと思います（季刊『にじ』JC 総研、2015 年冬号、No.652）。

「フーコーが指摘するとおり、新自由主義者は社会のあらゆる行為者を『企業』をモデルとして捉え、個人もまた費用対効果を考えて自分自身に投資し、自らを人的資本として作り上げ、価値を高めていく存在としてみなすようになる。そして人的資本としての個人が市場で評価を受け、競争の中で価値に見合った報酬を受け取る。そこでは、共同性の構築自体に価値や意味を見出す協同組合のような組織の存立する場所は、初期設定からしてあり得ないのだ」。

「（産業化の波が押し寄せていた先駆者組合生誕の時代に視点を定めると）協同組合とは、まるでホップズの自然状態（万人の万人に対する闘争状態—中川）の様相を呈していた当時の産業社会を適切に秩序立て組織化するための一つの試みであったと見ることができる。つまり、資本主義の「あとに」やって来るその是正ではなく、産業化というより大きな時代の流れの中でそれに形式と秩序を与えるための方策として協同組合を捉えることができる」。

「協同組合運動を推し進めた人たちが過去に抱いた希望は、私益の追求の結果としての公益の推進という自由主義の建前とは異なる価値観に基づくものだった。産業社会はどのように組織化されるべきか。この問いは、強固な組織が崩れ流動性が高まっているグローバル市場社会において再び現れている。産業社会はどのように組織し直されるべきかという問い合わせとして。これに対して、これまでとは別の角度から答えを得るためのヒントが協同組合の歴史の中に示されているのではないだろうか」。

このような視点を以て「TPP・共済問題研究会報告書」を読み進めると、私たちは第一部で「共済の歴史」を知り、「TPP の経済的、法的・制度的、社会的、文化的な諸問題」を認識することによって、自らの「生活世界の危機的状況」を認識し、また第二部とコラムで TPP と結びついた共済規制と改正保険業法が私たちの「生活文化と市民アイデンティティを軽視・無視する様」と、私たちがそれと闘うことの価値とを再確認するでしょう。